令和 4 年 10 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

- 第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償に関しては、別に条例で定める。 (委任)
- 第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和6年10月22日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第1条関係)

名称	担任事務	委員定数
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議員その他非常	5 人
公務災害補償等認定委員会	勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年	
	泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)第 2 条の規	
	定によりその例によることとされる議会の議員その	
	他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和	
	42 年泉佐野市条例第 34 号)第 3 条第 3 項に規定する	
	公務又は通勤により生じた災害の認定に係る意見の	
	答申に関する事務	
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議員その他非常	3 人
公務災害補償等審査会	勤の職員の公務災害補償等に関する条例第1条の2の	
	規定によりその例によることとされる議会の議員そ	
	の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第	
	18 条第 2 項に規定する審査請求の審査等に関する事	
	務	
泉佐野市田尻町清掃施設組合	新ごみ処理施設の整備及び運営の事業に係る事業者	4 人
新ごみ処理施設整備運営事業	の選定についての必要な事項の調査審議に関する事	
者選定委員会	務	